

法人のお客さまの新規口座開設について（お知らせ）

令和7年11月19日
古川農業協同組合

J A古川では、マネーローンダリング等の不正取引や金融犯罪を未然に防止し、利用者の皆さんに安心してご利用いただくため、法人のお客さまの新規口座開設に際しては、令和7年12月2日より下記のとおり対応させていただきます。

記

1. 当JAの事業エリア内に「本社」や「営業所」等の所在地がない場合や、当JAの各部門と現にお取引きがない法人のお客さまにつきましては、原則として口座の開設をお断りさせていただきます。

なお、当JAの事業エリアは、大崎市の一部（大崎市古川地区、大崎市三本木地区、大崎市松山下伊場野地区）、遠田郡美里町の一部（美里町青生地区）、栗原市的一部分（高清水小山田地区）でございます。また、口座の開設をお申込みいただく際は、「本社」または「営業所」所在地の最寄りの支店にてお手続きをお願いいたします

2. 口座の開設にあたっては所定の審査を実施させていただきます。なお、審査の結果によっては口座の開設をお断りさせていただく場合がございます。また、審査につきましては、ご回答までに2週間から1ヶ月間程度のお時間をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

3. 審査のためにお持ちいただくものは次のとおりです。

確認事項	お持ちいただくもの（原本をお持ちください）
法人の名称、本店や主たる事務所の所在地	発行後6ヶ月以内の登記事項証明書・印鑑登録証明書
法人の事業内容	発行後6ヶ月以内の登記事項証明書、定款
来店された方の氏名・住所・生年月日	来店された方の本人確認書類 (運転免許証・マイナンバーカードなど)
事業実態確認書類	・事業に必要な行政庁の許認可証 ・会社案内（パンフレット等） ・決算書類等（新規設立法人であれば事業計画書） ・取引先への提案書、見積書、契約書等

※ 審査の過程で、追加の書類をご提示いただく場合がございます。

※ 上記の追加書類をご提示いただけない場合、口座の開設をお断りさせていただく場合がございます。

※ 口座の開設の際は、改めてご来店いただき、所定の口座開設申込書等の記入をお願いいたします

以上